

佐治発電所直流電源装置購入仕様書

1 調達の名称 佐治発電所直流電源装置購入

2 調達の内容

本調達は、県営佐治発電所の直流電源装置を納品し、既設品と取替するものである。

3 納入場所

鳥取県鳥取市佐治町河本 佐治発電所地下2階

4 納入期限

令和7年11月28日(金)

5 機器仕様

(1) 整流装置

ア 屋内仕様

イ 型式：全自動サイリスタ式整流器

ウ 仕様：交流入力 3相3線 210V 60Hz

：直流出力 110V 30A

：SID 15A

：不足電圧継電器

(2) 蓄電池の型式、規格及び数量ほか

ア 型式：制御弁式据置鉛蓄電池(長寿命MSE型)

イ 適用規格：JIS C 8704-2

ウ 定格容量：200Ah(10時間率)

エ 公称電圧：2V/個

オ 期待寿命：13年以上(浮動充電・蓄電池温度25℃、0.1C₁₀A)

カ 個数：55個(公称電圧110V)

キ 温度警報装置を取り付けること。

ク 詳細は別添図面を参照すること。

(3) 参考型番

ア ジーエス・ユアサ製

整流器：GTSB100-30GY 蓄電池：SNSX-200

イ 日立製

整流器：AO-32-120-30BD-MJ 蓄電池：MSJ-200

ウ 古河電池製

整流器：DP2100T-030SMB S 蓄電池：FVL200

6 調達の範囲

(1) 直流電源装置の運送、搬入、据付、入出力ケーブル接続、試験調整及び既存直流電源装置の撤去及び処理を含む。

(2) 既存直流電源装置及び発生材は搬出し、蓄電池については広域認定によるリサイクルシステムによりリサイクル処理するものとし、その他の発生物についてはマニフェスト書類処理を含め、関係法令に従い適正に処分すること。

(3) 銘板（規格、製造年月、製造者等を記載）を取り付けること。

7 提出書類

納入計画書を2部提出し、事前に発注者又はその代理職員の承諾を得ること。納入計画書には以下の事項を記載すること。

- (1) 調達概要
- (2) 実施工程表
- (3) 施工体制
- (4) 緊急時連絡体制
- (5) 納入作業計画（他工事との工程調整も含む）
- (6) 納入試験計画（他工事との工程調整も含む）

整流装置及び蓄電池の工場出荷時の試験・検査、現地搬入後の試験・検査を実施して試験成績書を2部提出すること。

- (1) 工場試験：構造試験、性能試験（容量、安全弁動作等、JIS C 8704-2-1による）
- (2) 現地試験：外観検査、充電電圧、蓄電池電圧測定（設置後、安定した後にも測定すること）
- (3) 保証書（1部）

8 既存部分等への処置

運送及び搬入、据付、調整に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、速やかに発注者に報告し、既成にならない補修すること。

9 水及び電力

施工に必要な水及び電力は受注者にて準備すること。また、トイレについても同様とする。

10 検収と撤去品処分確認

受注者は、本調達の納入及び発生材の処分が完了したときは、速やかに納品書（納入写真を添付）を提出し、発注者の検査を受けるものとする。また、本調達に係るマニフェストは写しを提出すること。

11 かしに対する受注者の責任

- (1) 発注者は、納品物にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)において受注者が負うべき責任は、10に規定する検収に合格したことをもって免れるものではない。
- (3) 発注者は、(1)に規定するかしの修補又は損害賠償の請求は、契約の目的物の引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。
- (4) (3)の規定にかかわらず、納品物のかしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことができる期間は、引渡しを受けた日から10年とする。
- (5) 発注者は、納品物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、(1)の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
- (6) (1)の規定は、納品物のかしが仕様書の記載内容、発注者の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

12 作業にあたっての留意事項等

(1) 作業日時等

現地における作業は、搬入・仮設置を令和7年8月中旬ごろ、最終現地試験を9月ごろで予定しているが、事前に発注者と日程調整の上、作業を実施すること。

(2) 既存ケーブル等の再利用

接続にあたり、既存ケーブルおよび電線を再利用してよい。ただし、不足する場合は受注者で用意すること。

(3) 直流電源装置の搬出・搬入について

発電所常設の旋回式天井クレーンは受注者の責任において使用してもよい。

(4) 蓄電池設備変更届出

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例により、当該設備の着工の5日前までに変更の届け出が必要なため、資料作成すること。

(5) 資格等

蓄電池設備整備資格者を配置の上、施工すること。

電気工事については、第1種電気工事士により施工すること。

13 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。